

稲庭ウインド合同会社「(仮称) 稲庭風力発電事業 環境影響評価書」に係る  
確定通知について

令和6年12月18日  
経済産業省  
大臣官房  
産業保安・安全グループ

当省は、稲庭ウインド合同会社「(仮称) 稲庭風力発電事業 環境影響評価書」  
(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、稲庭ウインド合同会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた稲庭ウインド合同会社は、同条第2項の規定に基づき、岩手県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

1. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年11月 6日
環境大臣意見受理	平成28年 1月22日
経済産業大臣意見発出	平成28年 1月29日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 9月24日
住民意見の概要等受理	令和 3年12月10日
岩手県知事意見受理	令和 4年 2月28日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 3月16日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 5年 4月18日
住民意見の概要等受理	令和 5年 6月14日
岩手県知事意見受理	令和 5年10月11日
環境大臣意見受理	令和 5年10月31日
経済産業大臣勧告発出	令和 6年 1月 9日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 6年11月22日
環境影響評価書確定通知	令和 6年12月18日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、山崎  
電話03-3501-1742（直通）